

「潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和8年9月28日

青森県下北農林水産事務所長

記

1 業務名

潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営潜石地区海岸保全施設整備事業の事業計画策定のための調査計画を行うものである。

(2) 概要

調査計画業務 一式

3 応募資格等

別添潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が調い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領を御参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」に御照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒035-0073 青森県むつ市中央1丁目1-8

青森県下北農林水産事務所

TEL 0175-22-3225

メールアドレス sh-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村整備課 高松、蛸名、山内

潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託応募要領

1 業務名

潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託

2 業務の目的

本業務は、県営潜石地区海岸保全施設整備事業の事業計画策定のための調査計画を行うものである。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月30日（火）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門「農業土木」又は「農業農村工学」）、博士（農学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第 1 号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し及び県内に本店又は支店を有していることを確認できるものの写しを添えて 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

（２）提出期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）から令和 8 年 10 月 8 日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）6 の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去 10 年間における同種業務の実績（企画提案書様式 2）

前年度から過去 10 年間における 3 に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式 3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式 4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（２）提出方法

様式第 2 号により、作成した企画提案書を 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により 1 部提出すること。（提出期限内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1 者につき 1 点に限る。

（３）提出期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）から令和 8 年 10 月 13 日（火）まで

休日等を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

（１）応募資格の有無

（２）企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去 10 年間の同種業務の実績（同種業務とは、3 に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和8年10月16日（金）までに通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県下北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒035-0073 青森県むつ市中央1丁目1-8
青森県下北農林水産事務所
TEL 0175-22-3225
メールアドレス sh-nosui@pref.aomori.lg.jp
担当者 農村整備課 高松、蛸名、山内

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県下北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県下北農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和8年10月8日（木）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、14,828 千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県下北農林水産事務所長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒035-0073 青森県むつ市中央1丁目1－8

青森県下北農林水産事務所

TEL 0175-22-3225

メールアドレス sh-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村整備課 高松、蛸名、山内

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を使用したものである。

- 2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号	下農水（委）第3号
業務名	潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託
業務場所	下北郡風間浦村大字蛇浦字潜石地先
履行期間	契約締結の翌日から令和9年3月30日まで

潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定「測量業務共通仕様書」、「農村整備設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、潜石地区海岸保全施設整備事業の事業計画策定のための調査計画を行うものである。

(業務場所)

第3条 業務場所は、下北郡風間浦村大字蛇浦字潜石地先で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第4条 本業務の概要は、次のとおりである。

項 目	内 容
調査計画業務	・測量業務 一式 （基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量及び長寿命化計画策定に係る点検外業） ・設計業務 一式 （長寿命化計画策定に係る計画立案、事業計画書作成及び費用対効果分析）

(管理技術者)

第5条 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門「農業土木」又は「農業農村工学」）、博士（農学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

第2章 作業条件

(作業条件)

第6条 本業務における作業条件は、次のとおりである。

項 目	内 容
1 基本条件	・令和10年度の新規採択に向け、事業計画審査及び採択申請資料に適応する内容であること。 ・各種資料作成にあたっては、提出期日を把握したうえで、遅滞のないよう計画的な作業に努めること。
2 測量業務	・作業目的を十分理解し、後続の作業に支障とならないよう留意すること。
3 設計業務	・適用予定の補助事業に関係する要綱・要領等に基づき資料を作成すること。

(適用する図書)

第7条 本業務の参考とする図書は、次のとおりである。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
青森県農業農村整備事業 測量作業規程	青森県農林水産部 農村整備課	令和7年10月
土木製図基準	土木学会	平成21年2月
海岸保全施設維持管理 マニュアル	農林水産省農村振興局 防災課他	令和2年6月 (令和8年3月一部変更)
海岸保全施設の技術上の 基準・同解説	全国農地海岸保全協会他	平成30年8月
海岸事業の費用便益 分析指針	農林水産省農村振興局他	平成16年6月 (令和6年2月一部変更)
土地改良事業計画設計基準 基準書・技術書	農業農村工学会	—
青森県農業農村整備事業 設計積算の手引き	青森県農林水産部 農村整備課	令和8年4月
その他	調査職員が指示したもの	—

(貸与資料等)

第8条 貸与資料は次のとおりとする。

資 料 名	内 容
青森県農業農村整備事業設計積算の手引き (令和8年4月)	調査職員と打合せの上、必要に応じて写し を交付する。

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第9条 業務の実施に当たり参考とした図書（以下「参考図書」という。）及び前条の貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議すること。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納すること。

(関連業務)

第10条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、調査職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られたものとしなければならない。

業 務 名	業務実施期間
該当なし	

第3章 業務内容

(作業項目及び数量)

第11条 本業務における作業項目、数量は次のとおりである。

(1) 測量業務

項 目	内 容	数 量	備考
【基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量の共通条件】			
地形区分：平地			
地域・地物区分：耕地			
現場条件：1,000 台未満/12 時間			
地域差：道路上			

1 基準点測量			
(1) 3級基準点測量	伐採無、永久標識設置無	2 点	
(2) 4級基準点測量	伐採無	4 点	
(3) 測量成果検定(3級)	GNSS150 点未満 (成果検定費計上)	2 点	
(4) 測量成果検定(4級)	GNSS200 点未満 (成果検定費計上)	4 点	
2 水準測量	3 級水準測量を行う。	0.268 km	
3 現地測量	縮尺 1/500 の現況平面図を作成。	0.015 km ²	
4 路線測量			
(1) 作業計画	作業に先立ち、全体計画を立てる。	1 業務	
(2) 現地踏査	地区内を踏査し、現況を把握。	0.268 km	
(3) 中心線測量	測点間隔 20m、単曲線数区分 2	0.268 km	
(4) 縦断測量	路線方向に沿った中心線上の標高を測定。	0.268 km	
(5) 横断測量	幅区分 45m 未満	0.268 km	
5 長寿命化計画策定に係る点検外業	※労務人数は、別紙を参照のこと。		
(1) 計画準備及び資料収集整理	本業務を行うに当たって、計画準備及び資料収集整理を行う。	0.268 km	
(2) 一次点検 (外業)	目視により、施設の変状を把握。	0.268 km	
(3) 二次点検 (外業)	一次点検により施設の変状を確認後、実施。	0.268 km	
(4) 評価	対象施設の劣化や被災による部位・部材の性能に及ぼす影響を変状ランクで評価。	0.268 km	
(5) 点検結果とりまとめ	点検結果の整理を行う。	0.268 km	

(2) 設計業務

項 目	内 容	数 量	備考
1 長寿命化計画策定に係る計画立案	※労務人数は、別紙を参照のこと。		
(1) 海岸及び海岸保全施設の概要	背後地の土地利用状況、重要性を把握。	1 地区海岸	
(2) 長寿命化計画の概要	長寿命化計画に記載する項目を把握。	1 地区海岸	
(3) 海岸保全施設の点検結果及び将来の防護機能の評価	変状ランクを踏まえ、対象施設の防護機能について総合的に評価。	1 地区海岸	
(4) 点検に関する計画	点検の種類と概要、点検の対象、点検の実施時期、計画の修正及び改訂を行う。	1 地区海岸	
(5) 修繕等に関する計画	修繕、取替・更新等の方法と概要、対象箇所、実施時期を策定。	1 地区海岸	
(6) 照査	作成した長寿命化計画の内容を照査。	1 業務	
(7) 報告書作成	長寿命化計画策定に関する報告書を作成。	1 業務	

【事業計画書作成の共通条件】

海岸保全施設設計：基本設計（海岸護岸）

海岸保全施設種類：堤防（重力式、1 断面）

2 事業計画書作成	※労務人数は、別紙を参照のこと。		
(1) 設計計画	設計にあたり事前に業務の目的・内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案。また、業務内容を確認の上、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時を含む）、照査計画及びその他について記載した業務計画書を作成。	1 式	

(2)設計計算	設計条件に基づき、天端高の算定および安定性の検討を行い、対象とする構造形式の適正な形状を決定。	1 式	
(3)設計図作成	平面図、縦断面図、標準断面図、構造詳細図（詳細図）を作成。	1 式	
(4)概算工事費算定	設計条件に基づき設計計算された構造図を基に概略数量を算定し、概算工費を算定。	1 式	
(5)報告書作成	業務の成果として、業務概要書、設計計算書、設計図面に準じて作成。	1 式	
(6)照査	設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階で照査し、地形、地質、利用、自然条件などが設計に反映されているか確認。 また、設計方針及び設計手法が適切であるかを照査。	1 式	
【費用対効果分析の共通条件】 当該事業：海岸事業 海岸防護延長及び幅：延長 352m、幅約 40m			
3 費用対効果分析	※労務人数は、別紙を参照のこと。		
(1)計画準備	業務の目的・内容を整理し、業務遂行に必要な計画を立案。	1 式	
(2)現地踏査	対象とする海岸域の地形状況や家屋等の資産状況などについて、現地踏査により確認。	1 式	
(3)既往資料収集・整理	業務に必要な統計資料、図面、過去の被害記録等の収集・整理を行う。	1 式	
(4)対象便益項目の検討	整備目的を踏まえ、現地踏査及び既往資料の収集・整理の結果から対象便益項目を検討。	1 式	
(5)越波量の算定	事業を実施しない場合の既存の海岸保全施設を対象に、高潮の径時的变化を踏まえ再現確率年波毎の総越波量・越流量を算定。	1 式	
(6)浸水区域の設定	浸水想定区域にメッシュ毎の地盤高データを作成し、再現確率波毎に総越波量・越流量から湛水させ（レベル湛水法）、浸水区域を設定。	1 式	
(7)浸水区域の防護資産の算定	浸水区域内の家屋、事業所等防護資産を算定。	1 式	
(8)被害軽減額の算定（再現確率年毎波毎）	浸水区域の防護資産の評価額・資産額を算定し、再現確率波毎に浸水深規模別の被害率を考慮し被害軽減額を算定。	1 式	
(9)被害軽減額の算定（年次別平均）	一般資産被害額、公共土木施設被害額、公益事業等被害額等から年次別の被害軽減額を算定。	1 式	
(10)想定侵食区域の設定	過去の深浅測量等の調査結果、航空写真等から汀線の変化状況を把握し、評価対象期間における想定侵食区域を設定。	1 式	
(11)侵食区域内の土地利用調査	1/2,500 等適当な縮尺の地図を使用し、税制上の区分における宅地地域、農地地域、林地地域、道路、砂浜等地目別の面積、家屋、事業所等の一般資産の数量を計測。	1 式	

(12) 土地価額・一般資産などの被害額の算定	地目別の土地評価額を算定し、地目別の面積に乘じ被害額を算定。また、一般資産被害額、公共土木施設被害額、公益事業等被害額を算定。	1 式	
(13) 侵食防止便益の算定	年次別の被害額を算定。	1 式	
(14) 費用便益分析	計画施設の事業費、維持管理費、便益を年次別に計上し、社会的割引率やデフレーターを考慮し費用便益比 B / C を算定。	1 式	
(15) 報告書作成	業務の成果として、業務報告書、業務概要書を作成。	1 式	

(作業の留意点)

第 12 条 作業の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 作業に伴う刈払い等については、事前に調査職員及び所有者の承諾を得ること。また、刈払いの範囲は必要最低限とし、トラブルが生じないように留意すること。
- (2) 公共測量の実施にあたって、国土地理院に測量成果の使用について承認を得る必要があることから、それに伴う申請書類を作成すること。
- (3) 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮すること。
- (4) 設計にあたって使用した理論、公式、文献及びページ等は、報告書に明示すること。
- (5) 事業量及び事業費の算定にあたっては、その算定根拠を明示すること。
- (6) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入すること。
- (7) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明すること。
- (8) 本地区は令和 9 年度に青森県農業農村整備事業環境情報協議会の審査を受けることから、環境との調和に配慮した設計とすること。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第 13 条 打合せ時期及び回数等は、次のとおりである。

回数	作業段階	内 容
第 1 回	着手前	作業スケジュール、条件確認及び業務計画について打合せ。
第 2 ～ 4 回	中間	細部条件、構造細目等について打合せ。
第 5 回	最終	成果物のとりまとめについて打合せ。

第 5 章 成果物

(成果品)

第 14 条 提出すべき成果物は、次のとおりである。

成果品名	規 格	部数	備考
業務報告書	長寿命化計画 A-4 縦版	3 部	参考資料含む
	事業計画書 A-4 横版	3 部	基準点測量・水準測量・現地測量・路線測量成果、費用対効果資料、参考資料、添付図面等
電子成果品	電子媒体 CD-ROM 等	3 枚	長寿命化計画、事業計画書各 3 枚

(成果品の装丁等)

第 15 条 成果品の装丁等は、次のとおりとする。

- (1) 原則として 1 冊にまとめるものとする。分冊する場合は、内容の配分を配慮して行うものとする。
- (2) 装丁はチューブ式ファイルとする。
- (3) 提出先は青森県下北農林水産事務所農村整備課(むつ市中央 1 丁目 1－8)とする。

第 6 章 その他

(定めなき事項)

第 16 条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

別紙

1 測量業務

項 目	労 務 人 数					
	主任技師	技師	技術補	助手	補助員	計
○長寿命化計画策定に係る 点検外業		2.010	2.814	2.948		7.772

2 設計業務

項 目	労 務 人 数					
	主任技師	技師	技術補	助手	補助員	計
○長寿命化計画策定に係る 計画立案	1.500	5.000	5.500	5.000	2.000	19.000
○事業計画書作成	1.200	4.200	5.500	4.100	2.400	17.400
○費用対効果分析	3.500	6.900	5.700	3.400	6.200	25.700

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10 点満点〕	
	(1) 同種業務の実績 (国・県発注のもの)	
	①過去 10 年間で 5 件以上の実績あり	10 点
	②過去 10 年間で 1 件以上の実績あり	5 点
	③過去 10 年間で実績なし	0 点
	技術者評価〔20 点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士 (農業部門「農業土木」又は「農業農村工学」)、博士 (農学)	7 点
	②農業土木技術管理士、シビルコンサルティン グマネージャー (農業土木部門)	4 点
	③上記以外	0 点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)	
	①過去 5 年間で 3 件以上の経験あり	7 点
	②過去 5 年間で 1 件以上の経験あり	4 点
	③上記以外	0 点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6 点
	②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3 点
	③上記以外	0 点
	30 点×技術力評価得点／技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70 点× (1－見積価格／予定価格)	点
合 計 (100 点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県下北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県下北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出
します。

記

添付書類 : 企画提案書 1 部

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

青森県下北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取扱いについて
同種業務とは
 - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
 - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
 - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定等が既存の業務と同様と認められる業務。
 - ④ それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定技術者の能力

業務名：潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標（推奨）単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企画等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書（積算内訳）

業務名：潜石地区海岸保全施設整備事業調査計画業務委託

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目ごとに職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員（人）							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2 年 60 ユニット／3 年 80 ユニット／4 年 100 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年